

議案第66号

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(15の2) 風営適正化法第27条第4項又は第31条の2第4項</u> <u>(風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。) の規定に基づく風営適正化法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項又は第31条の17第1項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>風営適正化法第2条第6項の営業（同項第2号又は第6号の営業を除く。）を営もうとする者</u> <u>1件につき11,900円</u></p> <p>イ <u>風営適正化法第2条第7項第1号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの</u> <u>1件につき3,400円と8,500円に受付所の数を乗じて得た額との合計額</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) 略</p>

ウ 風営適正化法第2条第7項、第8項若しくは第10項の営業を営もうとする者（イに掲げる者を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により風営適正化法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる者 1件につき3,400円

(15の3) 風営適正化法第27条第4項又は第31条の2第4項（風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく風営適正化法第27条第2項又は第31条の2第2項（風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合
1件につき1,900円と8,500円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額

イ その他の場合 1件につき1,500円

(15の4) 風営適正化法第27条第4項又は第31条の2第4項

(風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付 1件につき1,200円

(16)～(68) 略

2 略

(16)～(68) 略

2 略

附 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。